

特定非営利活動法人親子ぐるみ支援ネットワーク

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人親子ぐるみ支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第8条、第31条第1項第5号の規定に基づき、この法人の入会金及び会費（以下「入会金等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第8条に規定する入会金の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員	個人	30,000円
	団体	30,000円
(2) 賛助会員	個人	0円
	団体	0円

(会費)

第3条 定款第8条に規定する正会員及び賛助会員が毎年度納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員	個人	10,000円
	団体	50,000円
(2) 賛助会員	個人 1口	1,000円（3口以上とする。）
	団体 1口	10,000円（1口以上とする。）

(入会金等の納期及び納入方法)

第4条 入会金は、入会時に納入しなければならない。

2 会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとし、納入案内通知の到着後すみやかに納入するものとする。

3 入会金等は、この法人の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」という。）へ振り込むものとする。ただし、事務局に持参することを妨げない。なお指定口座は、別表に定めるとおりとする。

4 振込手数料等、入会金等の納入に係る費用については、この法人が負担するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が行う。

附則

1 この規程は、この法人の成立の日から施行する。

2 親子ぐるみ支援ネットワーク準備会の会員が納めた入会金等は、この法人の入会金等とみなす。

別表

金融機関名	口座種別	口座情報
ゆうちょ銀行	振替口座	口座番号 00110-9-324531 名義：親子ぐるみ支援ネットワーク準備会
ゆうちょ銀行	総合口座	記号： 10330 番号： 72005061 名義：親子ぐるみ支援ネットワーク準備会